

求人者・求職者の皆様へ

・ 事業所名 株式会社アイ・エス・アイ 許可番号 (13-ユ-314203)

● 取扱職種の範囲等

・ 職種は 全職種 ・ 地域は 国内

● 手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%（または 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

● 返戻金制度に関する事項

求人者の採用した人材の勤務開始後 6 箇月満了前に、当該求職者の都合により、求人者と当該求職者との雇用契約が終了したときは、株式会社アイ・エス・アイは求人者に対して次の通り紹介手数料を返却する。

- (1) 1 箇月未満の場合は、第 13 条に基づき支払われた紹介手数料の 80%。
- (2) 1 箇月以上 3 箇月未満の場合は、第 13 条に基づき支払われた紹介手数料の 50%。
- (3) 3 箇月以上 6 箇月未満の場合は、第 13 条に基づき支払われた紹介手数料の 10%。
- (4) 6 カ月を超える場合は返金なし

※在留資格変更許可申請が許可されない場合、求人者に故意又は過失がない場合は全額返金とする。

- ・ 求職者からの手数料徴収は一切ないため、返戻金の制度はありません